東近江市固定資産鑑定評価員選定基準

　（目的）

第１条　この基準は、東近江市（以下「当市」という。）における固定資産（土地）の評価替えにおいて標準宅地の不動産鑑定評価にあたる不動産鑑定士又は不動産鑑定士補（以下「固定資産鑑定評価員」という。）の選定基準を明確にし、当市における固定資産（土地）の適正かつ円滑な鑑定評価に資することを目的とする。

　（固定資産鑑定評価員の要件）

第２条　固定資産鑑定評価員は、次に定めるところにより選定する。

１　次の各号に該当する者であること。

　(1) 当市の土地価格事情に精通していること。

　(2) 当市における鑑定評価を希望していること。

　(3) 滋賀県内の公的土地評価のうち、いずれかの鑑定評価業務に従事した実績を有していること。

　(4) 滋賀県土地評価協議会及び鑑定評価に係る均衡調整の会議等に出席できること。

　(5) 過去において、委託者に損害を与え又は守秘義務に反したことがないこと。

　(6) 当市から鑑定内容について説明を求められた場合は、詳細な説明及び回答書の提出ができること。

　(7) 成果物として、鑑定評価調書のほか、標準宅地調書、所在地写真（位置図含む。）、価格算定補足資料が提出できること。

２　固定資産鑑定評価員の人数は、８人以内とする。また、１人が担当する標準宅地数は、別に定める数以内とする。

　（固定資産鑑定評価員の選定）

第３条　固定資産鑑定評価員の選定については、「固定資産鑑定評価希望申出書」等において希望状況等を把握し、評価基準に基づき選定するものとする。